

○金沢大学附属病院研修生受入規程

改正

(趣旨)

第1条 この規程は、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の免許を有する者を金沢大学附属病院(以下「病院」という。)において研修させる場合に必要事項を定めるものとする。ただし、看護師特定行為研修については、金沢大学附属病院看護師特定行為研修受講生受入規程の定めるところにより、受入れることとする。

(資格)

第2条 病院研修生として受入れることができる者は、別表に掲げる職種の免許を有する者とする。

(申請)

第3条 前条に定める者が研修を受けようとするときは、研修申請書(様式1)に別に定める書類を添えて金沢大学附属病院長(以下「病院長」という。)に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則、研修開始の日の1月前までに行うものとする。

(許可)

第4条 病院長は、前条の申請があったときは、病院の業務に支障がないと認めた場合に限り、研修を許可することができる。

2 病院長は、研修を許可したときは、許可書(様式2)を交付する。

(研修期間)

第5条 研修期間は、別表に定める期間以内とする。ただし、研修を許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(研修料の徴収)

第6条 研修料は、1人につき、日額2,000円に消費税相当額を加算した額とする。ただし、薬剤師の研修を目的とする病院研修生に係る研修料の額は、1人につき次のとおりとする。

- ・一般社団法人日本医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤認定制度における連携研修の場合 年額60,000円に消費税相当額を加算した額
- ・上記以外の場合 月額4,000円に消費税相当額を加算した額

2 研修料の納入期限は、振込依頼書発行の日から30日以内の適宜な日(金融機関の休業日を除く。)とする。

3 既納の研修料は、還付しない。

(研修課程)

第7条 病院研修生の研修課程は、病院長が別に定める。

(研修の実施)

第8条 病院長は、病院研修生の研修目的及び研修課程等を考慮して指導者を定め、その指導に当たらせるものとする。

2 病院研修生は、研修課程に従い、病院長及び指導者の指示に基づき、研修を行わなければならない。

(病院研修生の義務)

第9条 病院研修生は、金沢大学の諸規則を遵守しなければならない。

(研修の停止等)

第10条 病院研修生が第8条第2項若しくは前条の規定に違反し、又は病院研修生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は、当該病院研修生の研修を停止させ、又は第4条第1項の許可を取り消すことができる。

(研修の証明)

第11条 病院長は、所定の研修事項を修得したと認められる者には、願い出により研修の結果を証明することができる。

(退籍)

第12条 病院研修生は、当該研修を中止しようとするときは、病院研修生辞退願(様式3)を提出し、病院長の承認を受けなければならない。

(弁償)

第13条 病院研修生が、本院の器具、施設等を破損し、又は亡失したときは、弁償させることがある。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、病院研修生に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 金沢大学医学部附属病院研修生受入規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

病院研修生の受入れ職種及び研修期間

職種	期間
薬剤師	12月
助産師	6月
看護師	6月
診療放射線（エックス線）技師	3月
臨床（衛生）検査技師	6月
臨床工学技士	6月
理学療法士	6月
作業療法士	6月
視能訓練士	6月
義肢装具士	6月
救急救命士	6月
言語聴覚士	6月
栄養士	6月
歯科技工士	6月
歯科衛生士	6月
あん摩マッサージ指圧師	3月
はり師	3月
きゅう師	3月
柔道整復師	3月

様式1(第3条関係)

研修申請書

[別紙参照]

様式2(第4条関係)

研修許可書

[別紙参照]

様式3(第12条関係)

病院研修生辞退願

[別紙参照]